

## 独立役員届出書

### 1. 基本情報

会社名	株式会社インテジホールディングス	コード	4326
提出日	2022/8/31	異動(予定)日	2022/9/28
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において社外役員の選任議案が付議されるため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

### 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし					
1	今井 厚弘	社外取締役	○																○	新任	有
2	渡邊 温子	社外取締役	○																○	新任	有
3	中島 肇	社外取締役	○																○		有
4	三山 裕三	社外取締役	○																○		有
5	鹿島 静夫	社外取締役	○														△		○		有

### 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当ありません。	今井厚弘氏は、長年の金融機関における業務経験に加え、事業会社の取締役として、財務、IR、リスクマネジメント、内部監査等を含め、企業管理部門の業務に精通しており、特に財務戦略、リスク管理、コーポレートガバナンス等に関して高い知見を有しております。同氏については、その経験と知見を活かし、当社社外取締役として、取締役会の意思決定の適正性、妥当性を確保するための助言をいただくことで、独立した立場で当社の経営を監督いただくこと、また、任意の委員会である指名・報酬委員会の委員として取締役の指名、報酬について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を担っていただくことを期待し、同氏を社外取締役候補者といたしました。また、当社が定める社外取締役独立性基準及び㈱東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準のいずれにも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
2	該当ありません。	渡邊温子氏は、当社グループの事業とも関わりのあるライフサイエンス企業における業務に長年携わっており、事業会社において代表取締役を務める等、多数の企業経営の経験と有しているほか、グローバル企業でのマネジメントに豊富なお見識と経験を有しております。同氏については、その経験と知見を活かし、当社社外取締役として、取締役会の意思決定の適正性、妥当性を確保するための助言をいただくことで、独立した立場で当社の経営を監督いただくこと、また、任意の委員会である指名・報酬委員会の委員として取締役の指名、報酬について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を担っていただくことを期待し、同氏を社外取締役候補者といたしました。また、当社が定める社外取締役独立性基準及び㈱東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準のいずれにも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
3	該当ありません。	中島肇氏は、弁護士として企業に関する法務並びに財務及び会計に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しており、当社監査等委員である社外取締役として、取締役会の意思決定の適法性を確保するための助言、提言を行っております。同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で、直接企業経営に関与したことはありませんが、上記の理由から、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行の監督等を行う適切な人材と判断しており、当社グループの経営に適切な助言や監督を行っていただくこと、また、任意の委員会である指名・報酬委員会の委員長として取締役の指名、報酬について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を担っていただくことを期待し、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。また、当社が定める社外取締役独立性基準及び㈱東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準のいずれにも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
4	該当ありません。	三山裕三氏は、長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と高い見識・専門性を有しており、当社監査等委員である社外取締役として、取締役会の意思決定の適法性を確保するための助言、提言を行っております。同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行の監督等を行う適切な人材と判断しており、当社グループの経営に適切な助言や監督を行っていただくこと、また、任意の委員会である指名・報酬委員会の委員として取締役の指名、報酬について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を担っていただくことを期待し、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。また、当社が定める社外取締役独立性基準及び㈱東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準のいずれにも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
5	鹿島静夫氏は、2019年3月31日まで当社の顧問公認会計士及び当社取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の信託管理人を務めておりましたが、当社から受領した報酬額は年間150万円未満であり、当社の社外取締役独立性基準(下記4.補足説明に記載)に照らし、同氏は独立性を有すると判断しております。	鹿島静夫氏は、公認会計士・税理士として財務・会計に関する相当程度の知見及び企業経営に関する十分な見識を有しており、当社監査等委員である社外取締役として、取締役会の意思決定の適法性を確保するための助言、提言を行っております。これらのことから、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行の監督等を行う適切な人材と判断しており、当社グループの経営に適切な助言や監督を行っていただくこと、また、任意の委員会である指名・報酬委員会の委員として取締役の指名、報酬について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を担っていただくことを期待し、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。また、当社が定める社外取締役独立性基準及び㈱東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準のいずれにも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

### 4. 補足説明

<p>(ご参考) 社外取締役独立性基準</p> <p>当社は、社外取締役が、現在及び過去10年間に於いて、次の各項目のいずれにも該当しない場合に限り、独立性を有するものと判断する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>当社及び当社グループ会社の業務執行者</li> <li>当社及び当社グループ会社を主要な取引先とする者(※1)若しくはその業務執行者、又は当社及び当社グループ会社の主要な取引先である者(※2)若しくはその業務執行者</li> <li>当社及び当社グループ会社から役員報酬以外に多額(※3)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう)</li> <li>当社の大株主(上位10位以内の大株主)の業務執行者</li> <li>当社及び当社グループの主要な借入先(借入先上位2行)の業務執行者</li> <li>前五項のいずれかに掲げる者(重要な者を除く)の近親者</li> </ol> <p>※1「当社及び当社グループ会社を主要な取引先とする者」とは、当社及び当社グループ会社から、その者の直近事業年度における連結売上高の2%以上の支払いを受けている者をいう。</p> <p>※2「当社及び当社グループ会社の主要な取引先である者」とは、当社及び当社グループ会社に対して、当社の直近事業年度における連結売上高の2%以上の支払いを行っている者をいう。</p> <p>※3「多額」とは、個人の場合は年間1千万円以上、団体の場合は当該団体の直近事業年度における連結売上高の2%以上をいう。</p>
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
  - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
  - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
  - 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
  - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
  - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
  - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
  - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
  - 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合は、当該法人の業務執行者)
  - 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
  - 社外役員相互間の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~hの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることに留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~1のいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。